

高松市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 1 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市規則第 6 号

高松市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号。以下「政令」という。）及び高松市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年高松市条例第 3 7 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報保護管理者等)

第 2 条 保有個人情報の正確性の確保及び安全管理を図るため、個人情報ファイルを利用する事務を所掌する課及びこれに相当する組織（以下「主管課」という。）に個人情報保護管理者を置く。

2 個人情報保護管理者は、主管課の長（以下「主管課長」という。）の職にある者をもって充てる。

3 個人情報保護管理者は、保有個人情報の正確性の確保及び安全管理を行うため、法第 6 5 条及び第 6 6 条第 1 項に定める事項について、所属職員を指揮監督する。

4 個人情報保護管理者の職務を補助させるため、主管課に個人情報保護担当者を置く。

5 個人情報保護担当者は、課長補佐（課長補佐を複数置く主管課にあつては個人情報保護管理者が指名する課長補佐、課長補佐を置かない主管課にあつては庶務担当の係長）の職にある者をもって充てる。

(目的外利用の記録等)

第3条 法第69条第1項に規定する場合において、又は同条第2項の規定により、実施機関内部において、利用目的以外の目的のために保有個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)をしようとするとき(既に目的外利用をしている場合において目的外利用の内容の変更をしようとするときを含む。)は、当該保有個人情報を利用しようとする課及びこれに相当する組織(以下「利用課」という。)の長(以下「利用課長」という。)は、保有個人情報目的外利用申請書(様式第1号)を主管課長に提出しなければならない。

2 主管課長は、前項に規定する目的外利用の申請についてその可否を決定したときは、保有個人情報目的外利用可否決定通知書(様式第2号)により利用課長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた利用課長は、その目的外利用をしたときは、次に掲げる事項を保有個人情報目的外利用記録票(様式第3号)に記録するとともに、当該保有個人情報目的外利用記録票の写しを総務局コンプライアンス推進課長(以下「コンプライアンス推進課長」という。)に提出しなければならない。

(1) 利用課の名称

(2) 利用課の事務に係る個人情報ファイル簿又は条例個人情報ファイル簿の登録番号

(3) 利用課における個人情報の利用目的

(4) 主管課の名称

(5) 主管課の事務に係る個人情報ファイル簿又は条例個人情報ファイル簿の登録番号

(6) 主管課の個人情報ファイルの名称

(7) 目的外利用をした保有個人情報の内容

(8) 目的外利用をした根拠

(9) 目的外利用の開始年月日

(10) 目的外利用の終了年月日

(外部提供の記録)

第4条 主管課長は、法第69条第1項に規定する場合において、又は同条第2項の規定により、保有個人情報の提供（既に提供している場合における提供内容等の変更を含む。以下「外部提供」という。）をしたときは、次に掲げる事項を保有個人情報外部提供記録票（様式第4号）に記録するとともに、当該保有個人情報外部提供記録票の写しをコンプライアンス推進課長に提出しなければならない。

(1) 主管課の名称

(2) 主管課の事務に係る個人情報ファイル簿又は条例個人情報ファイル簿の登録番号

(3) 主管課における個人情報ファイルの名称

(4) 外部提供先

(5) 外部提供をした保有個人情報の内容

(6) 外部提供をした根拠

(7) 外部提供をした理由

(8) 外部提供の開始年月日

(9) 外部提供の終了年月日

（個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿の様式）

第5条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿及び条例第3条に規定する条例個人情報ファイル簿は、様式第5号によるものとする。

（個人情報ファイル簿の作成等）

第6条 政令第21条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成は、主管課長が行うものとする。この場合において、主管課長は、当該個人情報ファイル簿の写しをコンプライアンス推進課長に提出しなければならない。

2 政令第21条第3項の規定による個人情報ファイル簿の修正は、主管課長が行うものとする。この場合において、当該修正の内容を明らかにした当該個人情報ファイル簿の写しをコンプライアンス推進課長に提出しなければならない。

3 政令第21条第4項の規定による個人情報ファイル簿に掲載された個人情報ファイルについての記載の消除は、主管課長が行うものとする。この場合において、主管課長は、その消除する旨を速やかにコンプライアンス推進課

長に報告しなければならない。

(条例個人情報ファイル簿の作成等)

第7条 政令第21条及び前条の規定は、条例個人情報ファイル簿の作成等について準用する。

(開示請求書)

第8条 条例第4条に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第6号)によるものとする。

(保有個人情報の開示請求等の手続)

第9条 法第77条、第91条及び第99条に規定する手続は、その必要書類を実施機関に持参又は郵送により提出するものとし、ファクシミリ装置又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信することによることはできないものとする。

(委任状)

第10条 政令第22条第3項(政令第29条において準用する場合を含む。)に規定する委任状は、様式第7号又は次に掲げる事項を記載した書面によるものとし、印鑑登録証明書その他委任者に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他これに類する書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 受任者又は代理人の住所又は居所及び氏名
- (2) 委任者又は本人の住所又は居所、氏名及び電話番号
- (3) 委任する事項
- (4) 委任した年月日

(保有個人情報の開示決定等の通知)

第11条 法第82条第1項及び第2項の規定による通知は、保有個人情報開示・不開示決定通知書(様式第8号)により行うものとする。ただし、法第81条の規定により開示請求を拒否する場合にあっては、保有個人情報開示請求拒否決定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(保有個人情報の開示決定等に係る期限延長等の通知)

第12条 条例第5条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定

等期限延長通知書（様式第10号）により行うものとする。

- 2 条例第6条後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第11号）により行うものとする。

（開示請求事案移送書等）

第13条 法第85条第1項前段の規定による他の行政機関の長等に対する事案の移送は、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送書（様式第12号）により行うものとする。

- 2 法第85条第1項後段の規定による開示請求者への通知は、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送通知書（様式第13号）により行うものとする。

（保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書等）

第14条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（様式第14号）により行うものとする。

- 2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（様式第15号）により行うものとする。

- 3 法第86条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第16号）によるものとする。

- 4 法第86条第3項後段（法第107条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書（様式第17号）により行うものとする。

（電磁的記録についての開示の方法）

第15条 法第87条第2項に規定する電磁的記録についての開示の方法は、次に掲げる方法とする。

- （1） 用紙に出力したものの閲覧又は交付
- （2） 専用機器により再生したものの視聴又は聴取
- （3） 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複写したものの交付

（写しの交付部数）

第16条 保有個人情報の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

（写しの作成等に要する費用の額等）

第17条 高松市情報公開条例施行規則（平成13年高松市規則第3号）第8

条及び別表の規定は、条例第7条第1項に規定する保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用について準用する。

(訂正請求書)

第18条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第18号)によるものとする。

(保有個人情報の訂正決定等の通知)

第19条 法第93条第1項及び第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正・不訂正決定通知書(様式第19号)により行うものとする。

(保有個人情報の訂正決定等に係る期限延長等の通知)

第20条 法第94条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第20号)により行うものとする。

2 法第95条後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第21号)により行うものとする。

(訂正請求事案移送書等)

第21条 法第96条第1項前段の規定による他の行政機関の長等に対する事案の移送は、保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送書(様式第22号)により行うものとする。

2 法96条第1項後段の規定による訂正請求者への通知は、保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送通知書(様式第23号)により行うものとする。

(提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定に係る通知)

第22条 法第97条の規定による通知は、提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書(様式第24号)により行うものとする。

(利用停止請求書)

第23条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第25号)によるものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等の通知)

第24条 法第101条第1項及び第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止・不利用停止決定通知書(様式第26号)により行うものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等に係る期限延長等の通知)

第25条 法第102条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報利用停

止決定等期限延長通知書（様式第27号）により行うものとする。

- 2 法第103条後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第28号）により行うものとする。

（委任）

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（電磁的記録の一部の開示を実施する場合の取扱い）

- 2 第15条の規定による開示の実施は、当分の間、用紙に出力したものである場合を除き、当該電磁的記録の全部を開示する場合に限り行うものとする。ただし、当該電磁的記録の種別や情報化の進展状況等により、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、この限りでない。

（高松市個人情報保護条例施行規則の廃止）

- 3 高松市個人情報保護条例施行規則（平成11年高松市規則第5号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（高松市個人情報保護条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

- 4 この規則の施行の際現に行われている目的外利用については、第3条第1項及び第2項の規定は適用しない。ただし、当該目的外利用の内容を変更しようとするときは、この限りでない。

- 5 この規則の施行の際現に行われている目的外利用に係る第3条第3項第9号の規定の適用については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）を当該目的外利用の開始の日とみなす。

- 6 この規則の施行の際現に行われている外部提供に係る第4条第8号の規定の適用については、施行日を当該外部提供の開始の日とみなす。

- 7 この規則の施行の際、旧規則第6条第1項の規定により行われた目的外利用の申請は、第3条第1項の規定により行われたものとみなす。

- 8 この規則の施行の際、旧規則第9条、第12条及び第14条の規定により行われた開示請求、訂正請求及び利用停止請求は、それぞれ第8条、第18

条及び第 23 条の規定により行われたものとみなす。

9 旧規則様式第 6 号、様式第 8 号及び様式第 13 号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

(高松市個人情報保護審議会規則の廃止)

10 高松市個人情報保護審議会規則(平成 10 年高松市規則第 49 号)は、廃止する。

年 月 日

主管課 長 殿

利用課 長

保有個人情報目的外利用申請書

個人情報の保護に関する法律第 69 条第 1 項に規定する場合において、及び同条第 2 項の規定により、次のとおり保有個人情報の目的外利用をしたいので、高松市個人情報の保護に関する法律施行細則第 3 条第 1 項の規定により申請します。

個人情報 1 ファイルを利用 する事務の名称	
2 利用目的	
主管課の 3 個人情報 ファイルの名称	
利用したい 4 保有個人情報 の内容	
目的外利用を 5 することができ る根拠	個人情報の保護に関する法律 <input type="checkbox"/> 法第 69 条第 1 項に規定する場合 （法令の条項： ） <input type="checkbox"/> 法第 69 条第 2 項第__号 （相当な理由又は特別な理由： ）
6 利用課での 記録形態	<input type="checkbox"/> 文書等 （ ） <input type="checkbox"/> 電磁的記録 （ ）
7 目的外利用の 開始年月日	年 月 日（予定）
8 目的外利用の 終了年月日	<input type="checkbox"/> 年 月 日（予定） <input type="checkbox"/> 未定
9 担当者等	電話（ - ）

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

利用課 長 殿

主管課 長

保有個人情報目的外利用可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった保有個人情報の目的外利用については、次のとおり決定したので、高松市個人情報の保護に関する法律施行細則第3条第2項の規定により通知します。

1 決定内容	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 一部可 <input type="checkbox"/> 不可
2 主管課の個人情報ファイルの名称	
3 利用する保有個人情報の内容	
4 利用の条件又は不可の理由	
5 備考	

様式第3号（第3条関係）

保有個人情報目的外利用記録票

年 月 日

1 利 用 課		2 個人情報ファイル簿 又は条例個人情報 ファイル簿の登録番号	
3 利 用 課 に お け る 個 人 情 報 の 利 用 目 的			
4 主 管 課		5 個人情報ファイル簿 又は条例個人情報 ファイル簿の登録番号	
6 主 管 課 の 個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称			
7 目 的 外 利 用 を し た 保 有 個 人 情 報 の 内 容			
8 目 的 外 利 用 を し た 根 拠	個人情報の保護に関する法律 <input type="checkbox"/> 法第69条第1項に規定する場合 （法令の条項： ） <input type="checkbox"/> 法第69条第2項第__号 （相当な理由又は特別な理由： ）		
9 目 的 外 利 用 の 開 始 年 月 日	年 月 日		
10 目 的 外 利 用 の 終 了 年 月 日	<input type="checkbox"/> 年 月 日（予定） <input type="checkbox"/> 未 定		
11 備 考			

様式第 4 号（第 4 条関係）

保有個人情報外部提供記録票

年 月 日

1	主 管 課		2	個人情報ファイル簿 又は条例個人情報 ファイル簿の登録番号	
3	主 管 課 に お け る 個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称				
4	外 部 提 供 先				
5	外 部 提 供 を し た 保 有 個 人 情 報 の 内 容				
6	外 部 提 供 を し た 根 拠	個人情報の保護に関する法律 <input type="checkbox"/> 法第 6 9 条第 1 項に規定する場合 （法令の条項： _____ ） <input type="checkbox"/> 法第 6 9 条第 2 項第__号 （相当な理由又は特別な理由： _____ ）			
7	外 部 提 供 を し た 理 由				
8	外 部 提 供 の 開 始 年 月 日	年 月 日			
9	外 部 提 供 の 終 了 年 月 日	<input type="checkbox"/> 年 月 日（予定） <input type="checkbox"/> 未 定			
10	備 考				

様式第5号（第5条関係） （表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<input type="checkbox"/> 個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が1,000人以上・・・ア <input type="checkbox"/> 条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が1,000人未満・・・イ			
個人情報ファイルの名称			
区分及び 年 月 日	<input type="checkbox"/> 作成 <input type="checkbox"/> 修正	年 月 日	
実施機関			
主管課の 名 称	課 係	事務登録 番 号	<input type="checkbox"/> アー <input type="checkbox"/> イー
利用目的			
記 録 項 目	基本的 事 項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 個人番号※ <input type="checkbox"/> 識別番号(個人番号※を除く。) <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	経歴、 成績等	<input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	心 身	<input type="checkbox"/> 身体の状態 <input type="checkbox"/> 障害の状態 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input type="checkbox"/> 検診記録 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	財産的 状況等	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 課税・納税状況 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	その他	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> その他 ()	
記録範囲			
記録情報の 収集方法	<input type="checkbox"/> 本人から <input type="checkbox"/> 本人以外から		
	本人以外 から収集 する根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	収 集 先	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳 <input type="checkbox"/> 市税台帳 <input type="checkbox"/> 実施機関内の他課 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国・都道府県・他の市区町村 <input type="checkbox"/> 他の公共団体・公共的団体 <input type="checkbox"/> 民間企業・民間団体 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> その他 ()	

(裏)

要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導又は診療若しくは調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続
記録情報の 経常的提供先		
開示請求等を受理する 組織の名称及び所在地	(名 称) 高松市総務局コンプライアンス推進課 (所在地) 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号	
訂正及び利用停止に関 する他の法令の規定に よる特別の手続等	(特別の手続が定められている場合) ①該当する記録項目に付した番号 ②当該法令の条項(法令番号を含む。)	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 上記ファイルと同内容の手作業ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業処理ファイル(法第60条第2項第2号)	
備	考	

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する個人番号をいう。

年 月 日

（宛先）高松市長

請求者 住 所
（居所）

氏 名
電話番号

保有個人情報開示請求書

個人情報の保護に関する法律第 77 条第 1 項及び高松市個人情報の保護に関する法律施行条例第 4 条の規定により、保有個人情報の開示を次のとおり請求します。

請求内容	1 保有個人情報の区分等	区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
		住所	（本人の場合は記入不要）
		氏名	（本人の場合は記入不要）
	2 開示を請求する保有個人情報の内容	（行政文書の特定に必要ですので、できるだけ具体的に記入してください。）	
	3 開示の方法	<input type="checkbox"/> 写しの閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 視聴又は聴取 <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複製したものの交付	
4 情報公開コーナーにおける開示の希望日	年 月 日（ ） ※請求内容により御希望に添えない場合があります。		
5 写しの郵送希望 （3で「写しの交付」又は「電磁的記録を複製したものの交付」を選択した場合に記入してください。）	<input type="checkbox"/> 有（※本人限定受取郵便によるため別途料金必要） <input type="checkbox"/> 無		

※以下は実施機関において記入

請求者の確認	本人	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	法定代理人等	親権者、後見人等であることを証明する書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本（原本の提示又は提出） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（原本の提示又は提出） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	任意代理人	<input type="checkbox"/> 委任状（原本提出） <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書（原本の提示又は提出） <input type="checkbox"/> 委任者を証明するもの（写しの提出）
備考		

委 任 状

（代理人） 受任者	住 所 （居所）	
	氏 名	

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 （本人）	住 所 （居所）		登録している印鑑 （実印を押印）
	氏 名		
	電 話 番 号	— —	
委任する事項	<input type="checkbox"/> 個人情報の開示請求を行う権限 <input type="checkbox"/> 個人情報の訂正請求を行う権限 <input type="checkbox"/> 個人情報の利用停止請求を行う権限 <input type="checkbox"/> その他 （ ）		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

（注）委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（当該請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）原本の提示又は提出をしてください。

ただし、委任者が印鑑登録を行っていない場合に限り、委任者の運転免許証、個人番号カード等その委任者に1点しか発行されない書類の写しを添付してください。

様

高松市長

開 示
保有個人情報 決定通知書
不開示

年 月 日付け（受付第 号）で開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 請求のあった保有個人情報の内容	
2 決定内容	<input type="checkbox"/> 開示する。 <input type="checkbox"/> 一部開示する。 <input type="checkbox"/> 開示しない。
3 開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> 情報公開コーナーにおける開示 （日時） 年 月 日 午前 時 分 午後 当日、本人又は法定代理人等であることを証明する書類及びこの決定通知書を持参してください。
	<input type="checkbox"/> 写しの送付による
4 開示しない部分とその理由	（開示しない部分） （理由） 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第号に該当
5 開示する保有個人情報の利用目的	
6 主管課名	電話（ — /担当： ）

注

- 1 指定された開示の日時で御都合が悪い場合は、あらかじめ御連絡ください。
- 2 開示又は一部開示の旨の決定がなされた場合であっても、第三者からの審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので御了承ください。

教示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由をあるときを除き、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

保有個人情報開示請求拒否決定通知書

年 月 日付け（受付第 号）で開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第81条の規定により、次のとおり保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することに決定したので、通知します。

開示請求のあった 1 保有個人情報の内容	
保有個人情報の 2 存否を明らかにしない理由	
3 主管課名	電話（ — /担当： ）
4 備考	

教示 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付け（受付第 号）で開示請求のあった保有個人情報については、高松市個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので同項後段の規定により通知します。

1 開示請求のあった 保有個人情報の内容	
2 当初の決定期間の満了日	年 月 日（ ）
3 延長後の決定期間の満了日	年 月 日（ ）
4 延長の理由	
5 主管課名	電話（ — /担当： ）
6 備考	

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付け（受付第 号）で開示請求のあった保有個人情報については、高松市個人情報の保護に関する法律施行条例第 6 条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので、同条後段の規定により通知します。

1 開示請求のあった 保有個人情報の内容	
2 当初の決定期間の満了日	年 月 日（ ）
3 保有個人情報のうち相当の部分について開示決定等をする期間の満了日	年 月 日（ ）
4 個人情報の保護に関する法律施行条例第 6 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日（ ）
6 主管課名	電話（ — /担当： ）
7 備考	

高 第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

高松市長

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報保護に関する法律第85条第1項前段の規定により、次のとおり移送します。

1 開示請求に係る 保有個人情報の 内 容	
2 開 示 請 求 者 氏 名 等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
3 添 付 書 類 等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
4 備 考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨） <本件連絡先> 高松市担当部局課室名 電 話： （担当者名）

（開示請求者） 様

高松市長

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条1項前段の規定により、次のとおり移送したので、同項後段の規定により、通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

1 開示請求に係る 保有個人情報の 内 容	
2 移送をした日	年 月 日
3 移送の理由	
4 移送先の 行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
5 備 考	<本件連絡先> 高松市担当部局課室名 電 話： (担当者名)

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

保有個人情報の開示に係る意見照会書

個人情報の保護に関する法律第 7 7 第 1 項及び高松市個人情報の保護に関する法律施行条例第 4 条の規定による開示請求のあった保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同法第 8 6 条第 1 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該開示請求に係る保有個人情報を開示決定することについて御意見があれば、次の期限までに別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

1 開示請求に係る 保有個人情報の 内 容	
2 開示請求の年月日	年 月 日 ()
3 開示請求に係る 保有個人情報に 含まれている あなたに関する 情 報 の 内 容	
4 意見書の提出期限	年 月 日 ()
5 意見書の提出先 (主 管 課 名)	電話 (— / 担当 :)
6 備 考	

注

- 1 別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」は、提出期限までに提出してください。
- 2 上記提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

保有個人情報の開示に係る意見照会書

個人情報の保護に関する法律第 7 7 第 1 項及び高松市個人情報の保護に関する法律施行条例第 4 条の規定による開示請求のあった保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同法第 8 6 条第 2 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該開示請求に係る保有個人情報を開示決定することについて御意見があれば、次の期限までに、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容	
2 開示請求の年月日	年 月 日 ()
3 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
4 個人情報の保護に関する法律第 8 6 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	個人情報の保護に関する法律第 8 6 条第 2 項第 号に該当 (適用の理由)
5 意見書の提出期限	年 月 日 ()
6 意見書の提出先 (主 管 課 名)	電話 (— / 担当 :)
7 備 考	

注

- 1 別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」は、提出期限までに提出してください。
- 2 上記提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

年 月 日

（宛先）高松市長

住 所
（居所）

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所等の所在地並びに名称及び代表者の氏名等〕

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

開示請求に係る 1 保有個人情報の 内 容	
2 開示に関しての 御 意 見	<p><input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （1） 支障（不利益）がある部分</p> <p>（2） 支障（不利益）の具体的理由</p>

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示（一部開示）することに決定したので、個人情報の保護に関する法律第 86 条第 3 項後段（第 107 条において準用する第 86 条第 3 項後段）の規定により通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容	
2 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたの情報の内容	
3 開示を実施する日	年 月 日（ ）
4 開示を決定した日	年 月 日（ ）
5 開示をすることとした理由	
6 主管課名	電話（ — /担当： ）
7 備考	

教示 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます（開示の実施を停止させるためには、開示を実施する日までに審査請求をする必要があります。）。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

訂 正
保有個人情報 決定通知書
不訂正

年 月 日付け（受付第 号）で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の内容	
2 訂正請求の趣旨	
3 決 定 内 容 及 び 理 由	<input type="checkbox"/> 訂正する。 <input type="checkbox"/> 一部訂正する。 （訂正の内容） （訂正の理由） <input type="checkbox"/> 訂正しない。 （訂正しない理由）
4 主 管 課 名	電話（ — /担当： ）
5 備 考	

教示 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付け（受付第 号）で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので同項後段の規定により通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の内容	
2 当初の決定期間の満了日	年 月 日（ ）
3 延長後の決定期間の満了日	年 月 日（ ）
4 延長の理由	
5 主管課名	電話（ — /担当： ）
6 備考	

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付け (受付第 号) で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 5 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので、同条後段の規定により通知します。

1 訂正請求のあった 保有個人情報の 内容	
2 当初の決定期間の 満了日	年 月 日 ()
3 個人情報の保護に 関する法律第 9 5 条の規定 (訂正決 定等の期限の特例) を適用する理由	
4 訂正決定等をする 期限	年 月 日 ()
5 主管課名	電話 (— /担当 :)
6 備考	

高 第 号
年 月 日

(他の行政機関の長等) 殿

高松市長

保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 6 条第 1 項前段の規定により、次のとおり移送します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の内容	
2 訂正請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
3 添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
4 備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨) <本件連絡先> 高松市担当部局課室名 電 話： (担当者名)

高 第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

高松市長

保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 6 条第 1 項前段の規定により、次のとおり事案を移送したので、同項後段の規定により、通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

1	訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
2	移送をした日	年 月 日
3	移送の理由	
4	移送先の 行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
5	備 考	<本件連絡先> 高松市担当部局課室名 電 話： (担当者名)

高 第 号
年 月 日

(他の行政機関の長等) 殿

高松市長

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書

年 月 日付け 第 号により提供をしている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 9 2 条の規定により訂正を実施したので、同法第 9 7 条の規定により通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の内容	
2 訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
3 訂正請求の趣旨	
4 訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
5 備考	<本件連絡先> 高松市担当部局課室名 電 話: (担当者名)

年 月 日

(宛先) 高松市長

請求者 住 所
(居所)
氏 名
電話番号

保有個人情報利用停止請求書

個人情報の保護に関する法律第 9 9 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

請求 内容	1 保有個人情報の区分等	区 分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> その他 ()
		住 所	(本人の場合は記入不要)
		氏 名	(本人の場合は記入不要)
	2 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
	3 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号及び年月日： 開示を受けた保有個人情報の内容：	
4 利用停止を求め趣旨及び理由	趣 旨	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止	
	理 由	<input type="checkbox"/> 法第 9 8 条第 1 項第 1 号該当 (法第 条の規定に違反) <input type="checkbox"/> 法第 9 8 条第 1 項第 2 号該当 (法第 条の規定に違反)	

※以下は実施機関において記入

請求者の 確 認	本 人	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
	法定代理人等	親権者、後見人等であることを証明する書類 (原本の提示又は提出) <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
	任意代理人	<input type="checkbox"/> 委任状(原本提出) <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書(原本の提示又は提出) <input type="checkbox"/> 委任者を証明するもの(写しの提出)
備 考		

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

利用停止
保有個人情報 決定通知書
不利用停止

年 月 日付け（受付第 号）で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1	利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
2	利用停止請求の趣旨	
3	決定内容及び理由	<input type="checkbox"/> （利用停止・消去・提供の停止）をする （決定の内容） （利用停止決定の理由） <input type="checkbox"/> 法第 98 条第 1 項第 1 号該当（法第 条の規定に違反） <input type="checkbox"/> 法第 98 条第 1 項第 2 号該当（法第 条の規定に違反） <input type="checkbox"/> 利用停止しない。 （利用停止しない理由）
4	主管課名	電話（ — /担当： ）
5	備考	

教示 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由をあるときを除き、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付け (受付第 号) で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 2 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので、同項後段の規定により通知します。

1 利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
2 当初の決定期間の満了日	年 月 日 ()
3 延長後の決定期間の満了日	年 月 日 ()
4 延長の理由	
5 主管課名	電話 (— /担当 :)
6 備考	

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付け（受付第 号）で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 103 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので、同条後段の規定により通知します。

1 利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
2 当初の決定期間の満了日	年 月 日（ ）
3 個人情報の保護に関する法律第 103 条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
4 利用停止決定等をする期限	年 月 日（ ）
5 主管課名	電話（ — /担当： ）
6 備考	